

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会（第４５回）

議事概要

日 時 : ２０２５（令和７）年 １１月 ２１日（金） １７：００～１８：３８

場 所 : オンライン会議

委 員 : 大谷和子主査、高橋賢主査代理、岡田羊祐委員、藤井威生委員、
春日教測専門委員、砂田薫専門委員、長田三紀専門委員

事務局（総務省）：吉田恭子総合通信基盤局電気通信事業部長、井上淳事業政策課長、
岸洋佑事業政策課調査官、平松寛代基盤整備促進課長、
森田悠介基盤整備促進課企画官、隅田昂平基盤整備促進課課長補佐
望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

【大谷主査】

それでは、ただいまから第45回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会を開催いたします。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。

議事次第及び資料を構成員の皆様には事前に送付しております。

また、傍聴されている方には、資料を掲載しております総務省ウェブサイトをご案内しております。

以上でございます。

【大谷主査】

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、まず資料のうち、新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い等に係る検討の方向性につきまして、事務局から説明をお願いいたします。本日は、前後半に２つに分けて事務局から説明をいただきまして、そして、それぞれの説明の終了後に意見交換の時間を設けたいと思います。

それでは、事務局からの御説明、前半部分をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。お手元の資料に基づきまして説明をさせていただきます。

1 ページ目、御覧いただければと思います。これは、7 月にこの委員会に出させていただいた資料でございまして、前回の会合におきましては、(2) と (3) を主に御議論いただきました。今回は (1) と (4) につきまして御議論いただきたいと思います。先ほど大谷主査から御紹介がありましたように、(1) と (4) をそれぞれ分けて説明、質疑応答の時間を設けさせていただければと考えてございます。

それでは、早速 (1) に属する部分につきまして御説明をいたします。2 ページ目を御覧いただければと思います。

ワイヤレス固定電話の提供地域を限定する規律の緩和の在り方が検討事項になってございます。1 つ目のポツでございます。情報通信審議会の今年 2 月の最終答申におきましては、NTT 東西のワイヤレス固定電話については、現行制度上、サービスの安定的な提供等を確保する観点から不採算地域に限定をされておりますが、提供地域を拡大してもサービス提供に必要なモバイル網の利用が不安定になるとは考えにくいこと、それからメタル回線設備の縮退の促進にも資することなどから、提供地域を不採算地域に限定する規律は見直すことが適当とされたところでございまして、これをスタートラインとして今回検討を進めているところです。

この委員会におきましても NTT 東西から、メタル固定電話の代替サービスとなるワイヤレス固定電話を全国で提供できるよう早急に提供地域の要件の撤廃を求めるとの意見が表明された一方で、他事業者からは光ファイバの利用促進の観点から、ワイヤレス固定電話の提供エリアは引き続き限定すべきとの意見が表明されたところでございます。

これらのこの委員会での御意見のほか、NTT 東西の固定電話サービスに関しまして NTT 法で自ら設置する電気通信設備を用いることを原則としております。この趣旨、あるいはメタル回線設備から光ファイバ・モバイル回線への円滑な移行について検証する固定電話サービス移行円滑化委員会、こちらでの議論も踏まえつつ、先ほど申し上げた最終答申の趣旨に沿って引き続き検討することとしてはどうかということであります。

なお、この固定電話サービス移行円滑化委員会での議論、若干御紹介いたしますと、この委員会では 10 月に NTT 東西から、モバイルを用いた固定電話の提供方針というのが示されておりまして、基本的に光ファイバ提供エリアでは光回線電話を、光ファイバ未提供エリアではモバイルを用いた固定電話、これがワイヤレス固定電話、あるいは、この後、御

紹介するモバイル網固定電話でございますが、このいずれかを御案内する。なお、光ファイバ提供エリアであっても、建物配管等の都合で光を利用いただけない場合や早期開通を希望される場合にはモバイルを用いた固定電話を御案内したい、こういう方針が示されております。こういった方針、あるいは、ほかの事業者からの御意見も踏まえながら今、この固定電話サービス移行円滑化委員会でどういう提供地域にしていくかという議論が行われている、こういう状況でございます。

続きまして4ページ目、モバイル網固定電話につきましてであります。こちら、最終答申におきまして、モバイル網固定電話は基本的に全国でNTT東西のメタル固定電話より低廉な料金で利用可能であり、電話のユニバーサルサービスの効率的な提供と電話単体利用を希望するメタル固定電話の利用者の移行先を併せ確保する観点から、有効なサービスと考えられること、電話のユニバーサルサービスの要件として、メタル固定電話と同水準の技術基準を課す必要性は低下しつつあるため、モバイル網固定電話固有の技術基準として、通常の利用に支障を来さない一定の安定性や通話品質、緊急通報等が確保できる水準を検討し、それを課せば足りると考えられることから現在、MNO事業者様が提供するモバイル網固定電話を電話のユニバーサルサービスに位置付けることが適当とされたところでございます。

これを受けまして、この委員会におきましても7月の会合で以下の方向性を確認し、最終答申の内容の具体化を図っていただいたところでございます。すなわち、技術基準検討に当たっての基本的な考え方といたしまして、メタル固定電話や携帯電話などの技術基準や緊急通報として求めている基準等も参照しながらも、1つ目、従来のメタル固定電話並みのサービス水準が必要不可欠なものとして受け止められていないこと。2つ目、本サービスが各社の創意工夫によって比較的低廉に既に提供されているサービスであること。さらに3つ目、緊急通報受理機関側の事情等も勘案し、ユニバーサルサービスとしての3要件である不可欠性、低廉性及び利用可能性にも沿った技術基準となるよう検討を進める必要がある、こういった内容を御確認いただきました。

その上で、この委員会でもNTT東西からはモバイル網固定電話をユニバーサルサービスと位置付けてほしいとの意見が再度表明された一方で、ほかの事業者からは、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるに当たり、現行サービスの技術水準を踏まえた技術基準を設定すべき旨、及び、その提供エリアは限定すべき旨の意見が表明されたところでございます。

これを受けまして現在、技術基準の検討を進めております I P ネットワーク設備委員会
モバイル網固定電話作業班、あるいは電気通信番号政策委員会での議論も踏まえつつ、緊急通報の在り方を含めて上記の最終答申、あるいは御確認いただいた基本的考え方に沿って引き続き検討していくこととしてはどうかと考えております。

また、モバイル網固定電話の提供区域につきましては、複数の M N O 事業者様が現に提供しているサービスであることを踏まえまして、基本的には制限を設けないこととしつつ、N T T 東西が卸を受けて提供する場合についてはワイヤレス固定電話と同様、自ら設置する電気通信設備を用いることを原則としている N T T 法の趣旨、それから同様に固定電話サービス移行円滑化委員会における議論、こちらも踏まえつつ引き続き検討することとしてはどうかと考えております。

続きまして 6 ページ目、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）のサービスの性質を踏まえたユニバーサルサービスとしての範囲の在り方についてでございます。

こちら、今年の 2 月の最終答申におきまして、光ファイバの未整備世帯については整備維持に多大な費用を要することが想定されるため、モバイル網では 4 G、5 G とともに今後もエリアカバーのさらなる拡大が見込まれていること等を踏まえ、無線を積極的に活用し、光ファイバと無線を組み合わせた効率的な整備・維持を図ることが適当とされております。上記の観点から、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）についてユニバーサルサービスに位置付けることが考えられる一方で、技術的な特性上、時間と場所により通信の品質が安定しない場合があることから、混雑が生じにくく、かつ効率的な提供を確保する必要性が高い地域である未整備地域等に限定することが適当とされました。

この委員会におきましても N T T 東西から、最終保障提供責務の導入に伴う国民負担軽減の観点から、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をユニバーサルサービスに位置付けることに賛同との意見が表明された一方で、他事業者からは、その提供範囲は光ファイバ未整備地域等に限定すべきとの意見が表明されたところでございます。

また、政府の方針でありますデジタル田園都市国家構想総合戦略におきましては、光ファイバの全国での世帯カバー率を令和 9 年度末までに 99.9% とすることを目指すとされております。こういった事情、状況を踏まえまして、この委員会での方向性の確認といたしまして、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については光ファイバ整備の目標時期を経過する令和 10 年度を念頭に、光ファイバの未整備地域においてユニバーサルサービスとする方向で検討を進めることとしてはどうかと考えてございます。

7ページ目が、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の現在4社が提供されているサービスの概要になっています。各社の御協力のもと作成しておりますので、御参照いただければと思います。

続きまして8ページ目、先ほどのユニバーサルサービスの制度化に伴う制度的な論点の整理ということになります。NTT法は、全国津々浦々の線路敷設基盤を死蔵させずに有効活用を図ること、ユニバーサルサービスの安定的な提供を確保すること等を担保するために、NTT東西に対して自己設置要件というのを義務付けております。もっとも、地域電気通信業務、これはユニバーサルサービスとしての電話・ブロードバンドが含まれるものですが、この適切かつ安定的な提供を確保するために必要があると認められる時は、総務大臣の認可を受けて例外的に他社の設備を用いることができると制度上、されております。

今般、モバイル網固定電話などのモバイル網を活用したサービスを新たにユニバーサルサービスに位置付けることとする場合、このモバイル網というのはNTT東西が自ら設置するものではないため、この自己設置要件との関係というのをどのように整理するかという問題が生じます。この点については、NTT東西によるモバイル網の活用はユニバーサルサービスの効率的な提供を実現するために必要であると考えられること、それからモバイル網の設置者は、電波法に基づき総務大臣認定を受けた開設計画のもとで計画的に基地局を設置しながら事業を展開しているMNO4社に事実上、限定されること、つまり他社設備として安定的な基盤であるというベースがあることを意味しておりますから、NTT東西が地域電気通信業務を営むに当たってモバイル網を活用することは、適切かつ安定的な提供を確保するために必要があるものとして整理していくことを基本としつつ、先ほどまで申し上げていました検討事項における提供地域の扱いと併せて、引き続き検討していくこととしてはどうかと考えてございます。

また、関連する制度といたしまして、NTT東西がMNO事業者様からサービスの卸提供を受けて提供するモバイル網を活用したサービス、これにつきましては基礎的電気通信役務台帳にユニバーサルサービスとして掲載できるよう、こちらを登録・届出制度の対象にしていくということで制度を整備していけば、ユニバーサルサービスの一覧性が図られるということで適切ではないかと考えております。

以上が、冒頭申し上げた検討事項の（1）です。ユニバーサルサービスの扱いに関する検討状況の御紹介になります。この点につきまして、質疑、意見交換を一度いただければ

と思います。よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

御説明いただきましてありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、皆様からの意見交換に移りたいと思います。

御意見をいただく際にですが、チャット欄を使ってお知らせいただければと思います。もしチャット欄が使いづらいという方でしたら直接御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

春日委員、よろしくお願いいたします。

【春日専門委員】

春日でございます。どうも御説明ありがとうございました。

①から④の項目ということにつきまして、こちらの委員会で議論してきた内容をいろいろと網羅的に整理していただいて、それぞれの位置付けについて説明いただきまして非常によく分かったと思います。

ほかの視点からもいろいろ検討されている委員会が動いていらっしゃるということがありまして、そちらとの整合性を保ちながら、時期および内容の同一化を図りながら検討していくということですので、ユニバーサルサービスの制度の導入時期に遅れることのない形で検討を進めていくということであれば、全体的な方向自体については私としては賛同いたします。

以上でございます。

【大谷主査】

春日委員からは賛同の御意見を頂戴いたしました。ほかの皆様、いかがでしょうか。

【藤井委員】

藤井でございます。まずは、全体的には賛同です。

細かい点になるんですが、6 ページの一番下の段で、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については光ファイバの整備を念頭にして、光ファイバの未整備地域においてユニバーサルサービスとするところで方向性つけられていると思うのですが、これ、都心などでも光ファイバが引けないところの扱いをワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）ではどういう扱いにするのかというところで、何かその辺りの方針あるようでしたら教えていただければと思います。

【大谷主査】

今のは事務局への御質問をいただいたと思いますけれども、事務局から回答いただけますでしょうか。

【事務局】

藤井先生の御質問ありがとうございます。まず、直接的なお答えとすると、具体的にどういう地域を未整備地域と見立てて、このワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供地域を決めていくかということについては、まさに光ファイバ整備の目標の到達地点でまず見た時に具体的に考えていく話だと思っています。

一方で、品質の安定性という答申の趣旨もありますので、基本的には本当に整備が行き届かないルーラルのエリアというのは基本だと思います。その上で都市部において光ファイバが行き届かないケースについてどのように対処していくのか、それはワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）がいいのか、ほかのやり方があるのか、その時の技術動向も踏まえて具体的に検討していく必要があるというのが今の事務局の考えでございます。

【藤井委員】

分かりました。全部光ファイバを引くことによって都心部でもうまくいけば良いのですが、ものすごく費用がかかる場合と、あとは場合によっては建物の都合上、光ファイバが入れられないところ、そういうところをカバーする上で重要な視点にはなるのではないかと思いますので、その辺りは引き続き検討いただければと思いますのでよろしく願います。ほかの点については、私は賛同です。ありがとうございました。

【大谷主査】

藤井委員から貴重な御意見をいただきました。ほかの皆様、いかがでいらっしゃいますか。

それでは、岡田委員からの御発言をお願いいたします。

【岡田委員】

成城大学の岡田です。私も全体の方針については異議ないところで、この方針でいいのではないかと考えておりますが、検討事項④の８ページ、NTT東西様が卸電気通信役務としてモバイル網を活用したサービスを提供する場合の制度上の扱いという点についてですけれども、基本的な方針としては、モバイル網固定電話を技術基準等の検討なども踏まえた上ではと思いますが、積極的に活用していくという基本的な方針がしっかり確認されるべきだと思います。

その点、書きぶりがやや曖昧な感じがしなくもないんですが、引き続き検討していくと

ということですが、自己設置要件との関係については、卸の提供を受けるということですから、モバイル網固定電話を活用していく上でこの要件はしっかり見直していくことが必要であると思います。その点ははっきりさせてもいいのではないかと思いますのですが、仮に何か懸念すべき点があってこういう書きぶりになっているとしたら、一体何なのかということについて、もし今時点で何かお考えがあれば教えていただきたいということをお願いできればと思います。

以上です。

【大谷主査】

では、今の点について、事務局から御回答をお願いいたします。

【事務局】

岡田先生、御質問ありがとうございます。

自己設置要件との関係で唯一、論点になり得るとすればN T T東西が他社の設備を借りて提供する、その範囲ということになります。地理的な範囲ですね。これが全く無制限に認めるということになると、それは、まずN T T法は自ら設置する電気通信設備を用いることを原則としておりますので、その原則に反しない範囲で、どこでどこまで認めるか、これは多分、ユニバーサルサービスの効率的な提供の確保と、ある程度トレードオフの関係になってくると思っております。そこは、自己設置要件、ユニバーサルサービスとしての要請、あと技術基準の検討と、この3者が全部折り合ったところで一つの制度が決まってくると考えております。これは今の時点でまだ着地点が明確に定められているわけではないこともあって、現状の記載ぶりとなっております。

【岡田委員】

卸の提供を受ける場合に、あと想定されるのは公正競争の観点というか、例えばドコモからの卸を優遇しないとか、そういうこともあるのかなと想像したんですが、それはいかがでしょうか。

【事務局】

御質問ありがとうございます。

自己設置要件の例外として、他社設備を調達する場合の調達の公平性を確保しなさいというのは重要な視点であって、これは今、限定的に認めていますワイヤレス固定電話においても、N T T法の制度の中で調達の公正性を確保することを求めています。したがって、その例外として位置付けるのであれば、それはモバイル網固定電話がユニバーサル

サービスに位置付けられるとしても、調達の公正性というのは引き続き求めていくべき話だろうと考えております。

【岡田委員】

分かりました。もやもやとする点が、これからの議論でクリアになればと期待しています。ありがとうございました。

【大谷主査】

重要な論点についての御質問を岡田委員からいただきました。

それでは一旦、次に進ませていただければと思います。事務局から後半部分についての御説明をお願いいたします。

【事務局】

そうしましたら、検討事項（４）のところですが、テクニカルな論点もありますので、この（４）の中を幾つかのパートに区切って説明をして質疑をさせていただきたいと思っております。

まず最初、総論的な部分の御説明をしたいと思っております。９ページ目を御覧ください。電話の最終保障提供責務の発生イメージ、あくまでイメージでございますが、この共有を図りたい趣旨でこちらの御説明をさせていただきます。

電話につきまして、NTT東西はメタル加入電話の代替サービスとして光回線電話／ひかり電話、ワイヤレス固定電話、モバイル網固定電話、これは制度化された場合、こちらを提供していくことを予定されております。したがって、原則として自主的にこの代替サービスが提供される限りにおきましては責務としての最終保障提供責務、これは生じないと考えております。この自主的に提供される代替サービス、これによって生じる赤字については、今の交付金制度のもとでは適格電気通信事業者という仕組みの中で補填をしていくことが可能になってくると思っております。

最終保障提供責務というのはどういう場合に生じ得るのかというのが矢印の下に書いていまして、実際にメタル設備をこれからNTT東西が撤去していった場所によって、そこに光ファイバが整備されておらず、かつ、モバイルサービスエリア外であるような場合に最終保障提供責務が生じ得るということになります。簡単なイメージでいうと、この図の赤い斜線の部分のような限定的なイメージで私どもとしては捉えています。

もっとも、2028年度頃から開始する段階的なメタルの移行におきまして、メタルの移行が完了するまでの間は、光ファイバ未整備かつモバイルサービスエリアの外であるような

場合はメタル加入電話の提供が最後の最後まで継続され、電話の既存利用者には代替サービスが提供されていく。こういうことを併せ考えますと、最終保障提供責務の発生というのは段階的なサービス移行をNTT東西がしていく中で、エリアの移行が完了、つまりメタルがなくなり、そこに光ファイバも電波もなく、そこで電話の新規利用者から提供の求めがあった場合に限定されるんじゃないか、このようなイメージで電話の最終保障提供責務の発生というのを捉えていただければ、およそよろしいのではないかというのがこの9ページ目の説明でございます。

10ページ目を御覧いただければと思います。ブロードバンドは、やや対照的と捉えておりまして、左側のところですが現在、NTT東西をはじめとした数多くの事業者様がユニバーサルサービスとしてブロードバンドサービスを提供されておられます。各社が自主的にブロードバンドサービスを提供する限りは最終保障提供責務というのは生じず、ここで仮に赤字が生じているということでありまして、適格電気通信事業者ということで名のりを上げていただいた場合には交付金によって補填が可能な仕組みというのが現状でございます。

その上で、最終保障提供責務というのは光ファイバが現状未整備である地域であって、かつ、このモバイルサービスエリア外である。この、かつモバイルサービスエリアである場合というのは、前半で御説明申し上げましたワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）がユニバーサルサービスになった後のことでありまして、そうなるまでの間は光ファイバが未整備であるところに手が挙がれば、ほかに誰もいなければ最終保障提供責務というのが生じてくる仕組みということで、電話よりも、この斜線の部分というのがやや広いイメージで捉えていただけるとよろしいかと。かつ、時期的にも新しい制度が始まれば、すぐでも最終保障提供責務が生じ得るのがブロードバンドの今の局面と捉えていただければと考えてございます。

11ページ目、御覧いただければと思います。こうしたイメージを前提といたしまして、最終保障電気通信役務というのが制度化された場合の交付金制度の在り方に関する基本的な考え方をこちらでお示しをしております。電話とブロードバンドではNTT東西に現在課されている責務の内容、ただいま御説明申し上げたサービスの提供状況に鑑みれば最終保障提供責務が生じる状況が異なることを踏まえて、それぞれの状況に応じた制度を検討していくこととしてはどうかと考えております。

やや重複いたしますが、電話については現在、NTT東西があまねく提供責務を負って

全国的に提供されていること、今後もNTT東西がメタル回線設備の縮退に伴って代替となる固定電話サービスを提供することで電話のユニバーサルサービスを維持する方針であること。一方、ブロードバンドについては現在、NTT東西にあまねく提供責務が課されておらず、光ファイバの未整備地域が存在していることや、今後もブロードバンド環境の全国整備を推進していく必要があること、こういったことを踏まえて制度を設計していかなくてはどうかということでもあります。

その上で、最終保障提供責務は、電気通信事業者が経営上の理由があっても電話・ブロードバンドのユニバーサルサービスを提供する責務を課すものであることを踏まえれば、最終保障提供責務の履行に伴って生じた赤字については、必要十分、かつ合理的な水準の額を交付金により補填することを基本として検討していくこととしてはどうかと考えてございます。

その際、現行制度に基づく電話とブロードバンドの交付金制度もでございます。これに關しまして現在、ワーキンググループにおいて議論がされております。この議論の状況も踏まえまして、現行の制度とこれから生じる新しい仕組み、これが整合的かつシームレスな制度となるようによく連携を図っていくということとしてはどうかと考えてございます。

続きまして、12ページ目でございます。少し具体的な考え方に落とし込んでいくということになります。先ほど御説明しました基本的考え方を踏まえまして、最終保障電気通信役務の提供に要する費用には、「責務」ということも踏まえて、光ファイバ等の整備費、減価償却費と維持費、この両方を対象とすることを基本に検討していくこととしてはどうかと考えてございます。

ただし、その際、国または地方公共団体の補助金、あるいは加入光ファイバに係る接続料との関係で、光ファイバの整備費や維持費について実質的に二重のコスト回収となることのないよう留意しつつ、その詳細について検討していくこととしてはどうかと考えてございます。

また、必要十分かつ合理的な水準の額の若干の具体化でございます。必要十分な水準として、最終保障電気通信役務の提供に実際に要した費用から実際に得られた収入を差し引いた額、収入費用方式、これを基本としてはどうか。かつ、合理的な水準として、実際に要した費用の中に非効率と認められるコストがある時は、当該コストを控除できる仕組みとすることを基本に検討していくこととしてはどうかと考えております。

その具体化に当たりましては現行の電話及びブロードバンドの交付金制度、こちらでも

様々な考え方で算定方式が成り立っております。こちらの制度とのシームレスな接続が図れるよう考慮しつつ、ワーキンググループにおける今の議論の状況も踏まえながら検討を進めていくこととしてはどうかと考えております。

一旦、ここで総論的な部分でお時間を切りまして、委員の先生方から御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

御説明いただきましてありがとうございました。総論的な部分について一旦御説明をいただいたわけですが、こちらについて意見交換をさせていただきたいと思います。あるいは御質問などいただければと思いますが、チャットで、ぜひ御利用いただきたいと思います。

それでは高橋委員、よろしくお願いいたします。

【高橋主査代理】

高橋でございます。ちょうど今、映し出されている12ページのところ、非常に重要な論点が含まれていると思ひまして、2つ目のポツのところ、特に二重のコスト回収にならないように留意しつつというのは、非常に気を配らないといけないと思います。方向性としてはこれで結構かと思いますが、4ポツ目の具体化に当たってというところの状況も十分考えて進めていければと思います。

以上です。

【大谷主査】

御意見ありがとうございました。

続きまして砂田委員、お願いいたします。

【砂田専門委員】

砂田です。大きな方向性としては出された案のとおりで賛同いたします。これでいいのではないかと思います。

特にブロードバンドなんですが、こちらはすぐにでも最終保障提供責務が生じ得る状況であるわけですし、また、地域ごとに地域の事業者様が頑張っていらっしゃるところもある状況にありますので、特に赤字をきちっと補填していくことは非常に重要だと思いますので、二重コスト回収に注意しながらも収入費用補方式を採用して、できるだけ多くの事業者が適格電気通信事業者として手を挙げやすいような環境をつくっていく方向性が望ましいのではないかなと考えています。

私からは以上です。

【大谷主査】

御意見ありがとうございました。岡田委員、よろしくお願いします。

【岡田委員】

今の砂田委員の御意見とほぼ同じなんですけれども、交付金の算定についてはこれから細かくいろいろ検討されていくんでしょうけれども、ブロードバンドは特にそうですが、できるだけ最終保障提供責務を担う事業者が、NTT東西様だけではない事業者が手を挙げられるような方向へということで検討をしていくべきではないかと思います。収入費用方式というのは非常に重要なポイントで、赤字があるのに手を挙げてくださいということは普通の事業者様にお願いするわけにはいかないわけで、その点はきちんとしていくべきポイントだと思います。

現行の電話のユニバーサルサービスでもその点は課題ではあるわけですが、ブロードバンドに広げて新しい制度を設計していく場合に実際にやってみたら誰も手を挙げないような事態は非常にまずいわけで、モバイルを活用していく趣旨も踏まえて、皆がもっと手を挙げやすくなるようにということを十分考えていくこと、その点、そういう趣旨であると理解はしていますけれども、再度ここでもう1回確認させていただきたいと思います。

付け足しのような意見ですみません。以上です。

【大谷主査】

御意見ありがとうございます。事務局に対する御確認という趣旨も入っていたかと思いますが、この点について事務局から御説明いただけることがありましたらお願いいたします。

【事務局】

砂田先生と岡田先生の御意見、御質問ありがとうございました。

私も折に触れて皆さんに申し上げておりますが、複数の電気通信事業者によりユニバーサルサービスを支える、もっと平たく言うと「みんなで支えるユニバ制度」、そのために今回の法改正をして最終保障提供責務という仕組みを入れてございますので、この後のところも少し詳細な設計に関する方向性の確認の説明をさせていただきますが、共通しておりますのは複数の電気通信事業者がなるべく適格電気通信事業者に手を挙げていただきやすいような制度をつくっていく、こういう方向でいかがかという投げかけでございますので、

また一つ一つ確認をいただきながら、先生方から御意見いただければと考えてございます。
引き続きよろしくお願いします。

【大谷主査】

岡田先生、よろしいでしょうか。

【岡田委員】

大変結構だと思います。ありがとうございます。その趣旨で、ぜひ議論が進めばいいなと期待しております。ありがとうございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。

それでは、長田委員からも御発言希望いただいております。お願いいたします。

【長田専門委員】

長田です。ありがとうございます。今のお話に、とても大切なことだなと思いましたが、私も砂田先生、岡田先生の御意見に賛成ですということを申し上げようと思って申し込ませていただきました。

ぜひ自分たちの地域にいらっしゃる、既にサービスをしていらっしゃる事業者の皆さんもNTT東西様以外にもいらっしゃると思いますので、そういう方たちにもぜひ頑張って手を挙げていただけるような仕組みがユーザーからしてもありがたいと思いますので、ぜひ進めていただければと思いました。

以上です。

【大谷主査】

御意見いただきましてありがとうございました。おおむね、必要十分かつ合理的な水準といったところについての、この委員会としての考え方が整理させていただいたかと思っております。

それでは続きまして、少し具体的な制度設計のところの説明に進んでいただいてもよろしいでしょうか。

【事務局】

それでは13ページ以降、電話とブロードバンド、それぞれの交付金制度の概略について御説明をしたいと思います。

電話のユニバーサルサービス交付金の交付のための手続、こちらで一覧化してございます。新しい仕組みになりますと、今でもあります第一種適格電気通信事業者、これは電話

のユニバーサルサービスを提供する人が手を挙げて交付金を受け取る仕組み、これと、そうではない地域でN T T東西が本当の最後の最後にラストリゾートとして最終保障提供責務を担う仕組みが下半分のN T T東西と書いてある仕組み、この2つの仕組みが出来上がるわけですが、「みんなで支えるユニバ」というところかというと、この第一種適格電気通信事業者というところの仕組みをどのようにつくっていくかということが一つ、ポイントになってまいります。

詳細について、少し文字で説明をしたいと思います。14ページ目、御覧いただければと思います。皆さんで手を挙げていただき得る適格電気通信事業者の仕組みにおきましては、これまでは全国一本で赤字でも提供される方がいらっしゃれば交付金を差し上げます、という仕組みだったわけですが、今回は区域を区切って、こことここで電話のユニバーサルサービスを提供します、その際、赤字が生じるので交付金をくださいと、こういう仕組みに変えてまいります。この区切る区域の単位をどのようにするかというのが一つ、この段階で方向性を見いだしておきたいポイントということになります。

1つ目のポツです。複数の電気通信事業者によるユニバーサルサービスの確保という制度の趣旨を踏まえ、電話についても複数の電気通信事業者が交付金の交付を受けてユニバーサルサービスを提供し得るものとして、新たに担当支援区域の仕組みを導入することとしております。

複数の電気通信事業者により固定電話のユニバーサルサービスの提供を確保するとの制度趣旨をより一層推進する観点からは、一般的には担当支援区域の単位を細分化する方向が望ましいと考えられます。区域に指定されたところでは、そこでは必ず手が挙げたら提供する責務を負いますので、その区域が小さいほうが手の挙げやすい環境が整いやすい、こういう発想であります。

その一方で、これは現実を踏まえての記述でございますが、N T T東西が現状、全国的に提供している現状がございます。今後とも不採算地域も含めて固定電話のユニバーサルサービスをメタル設備から代替サービスを提供しながら全国的に維持をする方針であると、こういうことをN T T東西が示されていることも踏まえれば、この後、御説明しますブロードバンドは整備範囲を伸ばしていくために一番小さい町字という単位にしておりますが、そこまでの設計をする必要はないのではないというのが3つ目に書いていることでございます。

また、固定電話の収支、黒字、赤字については制度上、これまで全国単位を基本として

きたところでございますが、新たに担当支援区域の仕組みを導入することに伴いまして担当支援区域ごとの収支、これを算定する方法についても今後検討していかなければいけない課題となると考えております。この単位の違いが交付金制度の設計、手続、この効率性、つまり単位区域ごとに収支を出していくことにどれぐらい手間がかかるのか、これに影響を与えると、そこに影響を与えるのかどうかという観点からも担当支援区域の単位を検討していく必要があると考えてございます。

以上を総合いたしますと、固定電話の担当支援区域の単位につきましては交付金算定の基礎となる収支の算定方法に関する今後の検討、それから適格電気通信事業者となり得る電気通信事業者の動向等も踏まえつつ、都道府県または市区町村のいずれかとする方向で検討を進めていくこととしてはどうかと考えております。

なお、固定電話と別に公衆電話、こちらはこの制度の対象になります。この公衆電話につきましては、専らNTT東西のみが提供するユニバーサルサービスとなる見込みであることを踏まえまして、担当支援区域の範囲については現行の設置基準の単位であります都道府県、これを軸に検討を進めていくこととしてはどうかと考えております。

こちら、電話の区域の論点になります。

続きまして15ページ目、電話の適格電気通信事業者の指定基準の在り方でございます。適格電気通信事業者となる方に最低限のサービスのエリアカバーというのを求めて、安定的に提供できる人を、基本的に言ってみれば足切りの水準として設定をしてございます。この電話に関しましては現在、NTT東西に対して、あまねく提供責務が課せられておりまして、適格電気通信事業者の指定基準としてはその業務区域のある都道府県において100%の世帯カバーが義務づけられているのが現状でございます。

新たな制度の施行後におきましては、適格電気通信事業者は指定を受けた担当支援区域内で最終保障提供責務も含めて全ての需要に応える責務を負うことになります。それで適格電気通信事業者には、ほかの電気通信事業者の負担金を原資とする交付金を受けてユニバーサルサービスを提供する事業者として、事業を安定的かつ継続的に提供することが求められます。したがって、その指定の基準として一定程度のサービスエリアを有していることを引き続き求めることは適当だと考えております。

そこで固定電話については、複数の電気通信事業者により固定電話のユニバーサルサービスの提供を確保するとの制度趣旨をより一層推進する観点から、担当支援区域の単位ごとに安定的な運営の確保、この要請は満たしつつ、複数の電気通信事業者が適格電気通信

事業者としての資格を備え得る水準とする方向で、このパーセンテージの検討を進めていくこととしてはどうかと考えてございます。

なお、公衆電話につきましては先ほど申し上げましたとおり、専らNTT東西のみが提供するユニバーサルサービスとなる見込みであり、事実上、1社による安定的な提供が求められることから、現行の設置基準と同等の水準とする方向で検討を進めていくこととしてはどうかと考えてございます。

電話に関する主な論点は以上でございまして、続きましてブロードバンドに進みたいと思います。16ページ目、御覧いただければと思います。

ブロードバンドにつきましても、先ほどの電話と同じように手を挙げて交付金を受けるという第二種適格電気通信事業者という今ある仕組み、そこに下3分の1ほどにある、最後のラストリゾートとしてのNTT東西が受けるという仕組み、この2つが新しくできます。「みんなで支えるユニバ」という意味でポイントとなってくるのが、この適格電気通信事業者の仕組みをどのようにつくっていくかということになってまいります。

17ページ目、御覧いただければと思います。ブロードバンドの担当支援区域の単位をどうするかという論点です。先ほども少し申し上げましたが、少し現行制度の考え方も含めて詳細に御説明をしたいと思います。

1つ目のポツですけれども、ブロードバンドにつきましては不採算地域において、ブロードバンドの提供に係る電気通信設備の維持費用が負担となり、その提供の確保が課題となっている状況を踏まえて、現行制度におきましては不採算地域におけるブロードバンドの提供に係る維持費用を支援すべく、ブロードバンドの提供により生じる事業者の赤字の一部を交付金により補填しています。また、現行の交付金制度には未整備地域の解消という副次的な政策目的も含まれております。

こうした目的のもと、交付金の交付に当たりましては支援区域として赤字が見込まれる区域を総務大臣が指定をまずした上で、その当該支援区域ごとに交付金の原価というのを算定しています。具体的には、この事業採算性が通常見込めない、あるいは不採算が推定される競合事業者がほかにいない、こういった要件を満たす区域を支援が必要な区域として総務大臣が指定することにしておりまして、この指定の単位につきまして仮に大きな都道府県とか市区町村という単位で指定を行うと、大半がこの競合事業者のいない要件を欠くことによって支援区域から外れることなどによりまして、交付金制度の目的、先ほど申し上げた未整備地域の解消、あるいは赤字地域の維持、こういった目的が達成されないお

それが出てくることから、現行制度上、一番細かい行政区画となります町字を単位としてございます。

新しい制度でどうするかというのが次から始まりますが、最終保障提供責務に対する交付金制度における支援区域の単位につきまして、仮に都道府県や市区町村などを単位にした場合には、単位区域内での黒字の部分が赤字の部分と足し算することで補填することになって支援区域の指定要件を欠くこととなるエリアが増加すると想定されます。その場合、第二種適格電気通信事業者に対する交付金の総額、これが減っていく方向となって、そのエリアでの最終保障提供責務というのはラストリゾートとしてのNTT東西が担う方向になっていくと見込まれます。

一方、逆に担当支援区域の単位を細分化するほど赤字エリアを重点的に交付金制度により支援が可能となる方向に向かっていくほか、その区域で交付金を受けて最終保障提供役務を提供する事業者が責務を負う範囲も狭くなる、手が挙げやすくなる効果が期待されます。新たな制度の施行後も光ファイバなどのブロードバンド環境が未整備の地域等が存在することが見込まれる中、複数の電気通信事業者によってブロードバンドのユニバーサルサービスの提供を確保するとの制度趣旨を速やかに実現する観点からは、支援区域の単位を細分化する方向が望ましいと考えられることから、ブロードバンドの担当支援区域の単位については現行制度と同様、町字を軸に検討を進めていくこととしてはどうかと考えてございます。

18ページ目、この支援区域の指定の要件の一つ、競合他社がないということに関する論点です。

1つ目のポツでございます。ブロードバンドの交付金制度は不採算地域におけるブロードバンドの提供維持や未整備地域の解消といった政策目的に沿うものとするため、不採算地域であることを推定する要件として、また、特定の事業者のみを支援することで競争中立性を阻害しないようにする観点からも、競合事業者が他にない区域であることを要件の一つとしてございます。

この点、情報通信審議会の最終答申におきまして、この支援区域の指定に当たって先ほど御紹介しましたワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)、これをユニバーサルサービスに位置付ける場合には、この提供事業者、すなわちMNO事業者ですけれども、これが競合事業者としてカウントされることによって支援区域が大幅に狭まる場合には、このもとの政策目的であります未整備地域の解消等に支障が生じるおそれがあることなどから、

競合事業者として扱わないことが適当だという答申が出ております。

今後、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）がユニバーサルサービスに位置付けられた場合には、この競合事業者というのにワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供事業者も原則として含まれてくる、これはユニバーサルサービスを提供する事業者なので競合する、というのは基本的な考え方になってくると思います。

その上で、この最終答申の趣旨を踏まえまして、例えば、①既に適格電気通信事業者としての指定を受けてブロードバンドサービスを提供している区域においては、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）が提供されているエリアであっても、その適格電気通信事業者の投資コスト回収の予見可能性を確保するため継続して支援区域とする、例外的に競合事業者を入れない。あるいは、②赤字の公設光ファイバなどの存在する区域について、民間移行を促進する、こういう取組を政策として進めてございます。この観点からワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）が提供されているエリアであっても、光ファイバ等を譲り受けて運営する電気通信事業者を交付金により支援可能とするなど、政策目的を達成するために必要な場合には、例外的にこのワイヤレス固定ブロードバンド（共有型）を競合事業者に含まない方向で検討を進めていくこととしてはどうかと考えてございます。

最後です。19ページ目を御覧いただければと思います。先ほど申し上げた、赤字であること、あるいは競合事業者がいないことを要件として支援区域を総務大臣で指定をして、そこで赤字でも交付金を受けてサービスを提供したいと手を挙げてきた方々の指定基準というのが、この最後の論点となります。電話と同様で、一定の安定的なサービスを提供する人を見定めるための基準と御理解いただければと思います。

1つ目のポツでありますけれども、第二種適格電気通信事業者には、他の電気通信事業者の負担金を原資とする交付金を受けてユニバーサルサービスを提供する事業者として、サービスを安定的かつ継続的に提供することが求められるため、その指定の基準として一定程度のサービスエリアを有していることを求めています。

具体的には、ブロードバンドについては電話と異なり、これまでユニバーサルサービス役務を担う者がいなかったため、交付金の対価として全世帯カバーを義務付けると、自ら申請して第二種適格電気通信事業者となる者が現れず、未整備地域の解消等が進まないことが懸念されたことから、第二種適格電気通信事業者としてのサービスの安定的な運営を最低限確保するに足る基準として、担当支援区域ごとの電気通信回線設備の規模について10%超としています。これは特別支援区域という類型の場合の例をここでは説明してご

ざいます。

光ファイバの未整備の地域が現に存在する中、複数の電気通信事業者によってブロードバンドの整備を進めつつ、ユニバーサルサービスの提供を確保するとの制度趣旨を速やかに実現する観点からは、第二種適格電気通信事業者の交付金制度においても、未整備地域におけるブロードバンドの整備、維持に重点を置いた制度とすることが適当であります。

そのため、第二種適格電気通信事業者の指定基準としては、引き続きサービスの安定的な運営を確保するための最低限の水準とすることを基本としつつ、MNO事業者が提供するワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を新たにユニバーサルサービスに位置付けることも想定して、担当支援区域の単位ごとにMNO事業者のほか、電力系の事業者、それからケーブルテレビ事業者など、なるべく多くの電気通信事業者が第二種適格電気通信事業者としての資格を備える水準とする方向で検討を進めていくこととしてはどうかと考えているところでございます。

少し細かい論点もございましたが、「みんなで支えるユニバ」に向かった制度になっているかどうかという観点も含めまして、皆さんで御意見をいただければと思います。よろしく願います。

【大谷主査】

それでは、少し細かい項目について御説明をいただきましてありがとうございました。

それでは今、御説明いただいた点につきまして、皆様との意見交換のお時間に進みたいと思います。

御意見のある方は、ぜひチャット欄を御利用ください。

それでは藤井委員、よろしく願います。

【藤井委員】

藤井でございます。

14ページのところですが、電話の担当支援区域の単位について都道府県単位を軸に進めるのはどうかという話、私もこれに賛成です。特に電話の場合は町字単位までに設計すると恐らく行政コストもかかるし、NTT東西様の負担も非常に大きくなるというところ、あと都道府県単位にしても、この支援を受けるところが現時点ではNTT東西様に限られるのではないかとこのところもありますので、こういう意味では、ここの部分はかなり簡易化した形でのユニバーサルサービスというのを目指すのがその後の設計に対しても良いのではないかなと思いました。

一方で、後半のブロードバンドに関しては町字単位でかなりきめ細かく考えるところは、ちょっと事業者の負担が気になるところでもあります、小さい事業者に対してもしっかりと支えてもらう意味では、この設計でいいのではないかなとも思いました。

私からの意見、以上でございます。

【大谷主査】

藤井委員、ありがとうございました。すみません、私がちょっと聞き逃したところもありまして前半部分を御確認したいんですけれども、この担当支援区域について都道府県とすることについては、公衆電話のほかに固定電話全般についても都道府県が妥当というような御意見でしょうか。

【藤井委員】

はい、そうです。普通の固定電話に関しても都道府県でいいのではないかと。これ、最後は公衆電話の話ですね。その前のところも都道府県レベルでいいのではないかと私自身は思った次第です。

【大谷主査】

ありがとうございます。公衆電話については原案どおり、それから固定電話の担当支援区域の単位につきましても都道府県程度が行政コスト等の観点から妥当ではないかという御意見と、併せてブロードバンドについては町字単位ということで、これまでの議論の方向性に沿った御意見を頂戴したと考えております。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

岡田委員、よろしくお願いします。

【岡田委員】

成城大学の岡田です。

今の電話の担当支援区域の単位なんですが、これについては現行のユニバの制度との継続性というか、そういった観点も考慮したほうがいいのかという感じがしたんですが、これ、都道府県まで目を粗くしてしまっただけで本当に大丈夫でしょうか。例えば東京といっても小笠原の離島とかいろいろあるわけで、この辺り、現行はもう少し細かく見ていると思うんですが、事務局は都道府県または市区町村いずれかとする方向ということですが、現行制度との継続性という観点でどうなんだろうということで御質問させていただきたいと思いました。

【大谷主査】

それでは事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】

御質問ありがとうございます。

電話は今、担当支援区域という仕組みはなくて、全国1本で見えていますということになります。今回、「みんなで支えるユニバ」とする制度趣旨から担当支援区域制というのを新たに入れることになります。よって、例えば都道府県であれば何とか県と何とか県だけ我々、赤字覚悟で電話のサービスやります、という事業者が現れてくることを制度上、想定することになっています。

この目地の細かさを、事務局の最初の案は都道府県レベルか、あるいは市区町村レベルか、それごとに収支というのを出してもらい仕組みになって、その収支に対して補填していくことになります。その収支を出すのが1,700幾つについて出すのと47について出すので全然もうコストが違う、ということになると、先ほど藤井先生がおっしゃったように、都道府県単位にとどめておいたほうがいいのかという方向になってくると思いますが、考え方さえ決めてしまえば、コストはそこまでかからないということであれば、「みんなで支えるユニバ」を追求する意味では市区町村で手が挙がりやすい仕組みにしていく、というやり方もあるかと。このどちらかで、もう少し検討を深めていってはどうか、これが事務局の今の考えということになります。

【岡田委員】

そうですね。担当支援区域という考え方をどういうふうに現行の制度とをつなげて考えていけばいいのかなということ、あれこれ今、頭で思い浮かべていたので、現行は何かいろいろエリアごとの、今、正確なことを思い出せないんですが、エリアごとの収支を細かく見ながら算定する仕組みが動いていると思うんですけども、今般、新しい制度に入れ替わるということでNTT様以外の事業者も手を挙げられるようにという観点もあって、都道府県という考え方も出てきているという理解でいいんでしょうかね。その辺りがちょっともやもやしていたんで、現行の制度をあまり考えずにばっさり新しく考えればいいのかということであればそれでいいんですが、その辺り、事務局にもう一回お伺いします。

【大谷主査】

ありがとうございます。ブロードバンドではなく電話の担当支援区域ということですので、従来の担当支援区域という考え方はないものの、複数の電気通信事業者でユニバーサルサービスを進めていきたいという観点で、多少細分化するとすれば、町字ではないけれ

ども都道府県単位あるいは市区町村単位、どちらかなのではないかと今、事務局から御説明を頂戴したところですが、この点について岡田先生からの疑問点について、さらに補足説明がありましたら事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。

今、区域を分けて収支をはじき出しているのはブロードバンドの仕組みであって、それは今、町字単位でやっています。ブロードバンドと電話で今、違うのは、ブロードバンドは先に総務大臣が区域を指定する時にいろいろデータを集めて、この要件を満たしているか、満たしていないかを見るというところでまずコストが発生している部分。また、その事業者が適格電気通信事業者に手を挙げてくる時にも町字単位で見ていることから、この両方でそれなりにコストがかかっていることがありますので、それはそれで必要なコストならば必要なコストであって、見直せるところは見直していく、これは現行のブロードバンドの制度で今も継続的に議論がなされているところであります。

それを、町字だとこんな大変なことがあるのだ、ということを横目で見ながら、電話の制度をどうやってつくっていくかという意味においては、岡田先生がおっしゃったように今の仕組みというのをしっかり見て、そこで電話の現状を踏まえて、いかに行政コストや事業者のコストを下げつつ、コストをかけてでも達成しなければならない政策目的とのバランスでどういうふうに設計していくか、こういう目線はとても重要だと思っています。

今、参考にできる仕組みは、まさにブロードバンドの区域の仕組みがありますので、それもしっかり見ながら電話の仕組みは新しいものとしてつくっていくということかなと考えてございます。

【大谷主査】

岡田委員、いかがでしょうか。

【岡田委員】

ありがとうございます。

交付金額をどう算定するかという仕組みは、今の現行の電話はいろいろ複雑なので、そういう負担を新しい事業者に負っていただくのは無理だろうと思います。ですので、何かもっと簡単と言っちゃ語弊がありますが、負担が過度にならないような仕組みを考えていくことが大事だろうと思いました。

そういう観点で今、事務局で御提案されている都道府県または市区町村という担当支援

地域の単位の考え方にも一定の合理性があるのかと思いますが、実際に、それで事業者が手を挙げるかどうかというのは、また別途検討して細かく見ていく必要があるのかなとは思っています。

ただ、印象としては都道府県はかなり大きいので本当にそれでいけるのかという、若干そういう疑問もなくはないので、今後も検討していくべきと思いました。

すいません、ちょっと長くなりました。

【大谷主査】

ありがとうございます。御指摘のとおりだと思っております、恐らく町字単位はかなり御負担をかけることが多いということで、事務局の提案にあるように町字単位での設計までの必要性はないようなところについては、恐らく共感を持って検討できるところだと思いますが、都道府県でよいのか、市区町村でよいのかといった結論については現段階では保留のまま、さらに検討を重ねていくということにこの論点についてはさせていただければと思っておりますが、引き続き皆様から御意見を頂戴したいと思います。

それでは次に砂田委員、お願いいたします。

【砂田専門委員】

砂田です。

すいません、私も今の論点のところだったんですけども、この区域の単位を考える時に現在のNTT東西様にとってどうかという視点よりも、むしろ新たに手を挙げていただきたい事業者にとってどうかというところを重視したほうがよいのではないかなと思っています。

MNO事業者様が想定されていると思うんですけども、その場合、単位を細かくすればするほど事務負担、制度対応コストはかかる一方で、赤字を申請しやすいのもありますので、そこのバランスをそういう新規に手を挙げていただきたいような事業者がどう考えているかというのが非常に重要になると思いますので、ぜひ事務局はそういったヒアリング、現場の意見等を重々聞いていただければなと思いました。

それと資料の18ページのところなんですけれども、ここに競合の例外、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）のサービスがあっても例外とするような記述があって、この方針には私は賛成です。できるだけ事業者が予見の可能性も高めて、ビジネスに無理が生じないようにするような配慮だと思われしますので、これは賛成しています。

私からは以上です。

【大谷主査】

砂田委員からは重要な着眼点についてコメントを頂戴いたしましてありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

【大谷主査】

春日委員、お願いします。

【春日専門委員】

私から、17ページのところなんですけれども、ここは当初の方針どおり、町字単位でいくということでもいいのかなと思いました。これは私の杞憂にすぎないかもしれないんですけれども、町字ということでありますとかなり密接した近いところで、何かお互いに町字同士で顔が見えるということだと思うんですね。その時に一方では支援区域になるけれども、一方では支援区域にならなくて、だから一方で支援区域になったところは整備されるんだけれども、ほかのところは赤字なので整備できないみたいなことというのは生じないのかな、その時に何か制度的な担保みたいなものはあるのかな、というのはちょっと気になりました。

どれぐらいあるのかというのがよく分からないのと、あと、支援区域にならなくてもサービスする場合に、それほど大きな負担にならないのであれば頑張ってやってもらうということもあるのかなという気がしましたけれども、そのところが杞憂にすぎないかもしれませんけど、一つコメントという形で受け止めていただければと思います。

それから2つ目は、これは本制度も含めた全体の話になるかもしれませんが、電話およびブロードバンドのユニバという形で利用者さんに負担をしいていくことに多分なるんだと思いますが、これ以外にも普通の電話料金以外に聴覚障害者の方ですかね、電話リレーサービスの負担というのもお願いすることに、制度上なっているんじゃないかと思います。つまり全体で見ると3つの異なる制度があって、一応原則は毎月利用者から負担金を取る仕様になっていると理解おり、少し複雑になってきたように感じています。実際は、あるものは年間ですとまとめて取ってもいい状況になっているものもありますし、利用者様もちょっと混乱するようなどころがあるのではないかと、という点が気になりました。金額は少ないので大きな影響はないのかもしれませんが、導入にあたっては丁寧に説明するような工夫というのが必要なのかなと思いました。

意見というよりは単にコメントですので、回答は特になくても結構でございます。以上でございます。

【大谷主査】

春日委員、ありがとうございます。すいません。不正確に私が聞いてしまったかもしれないんですけど、最初の町字の単位で隣り合った町、そちらで片方が支援区域となり、片方の支援がなされない場合に、つまり片方の整備が遅れるのは何か競合事業者がいるなど条件を満たしていない場合で、隣り合っている差が生じることについての懸念点を表明されたと、そういうことでよろしいでしょうか。

【春日専門委員】

はい、結構でございます。

【大谷主査】

分かりました。確かに、いろいろ起こり得るのではないかなと思っております。ありがとうございます。

事務局からの御回答は不要とは言っていたんですが、幾つか重要な御指摘を含んでいるコメントだったと思いますので、もし事務局で何か補足される点がございましたらお願いできないでしょうか。

【事務局】

春日委員の最初のコメントにつきましては、趣旨を履き違えていたら申し訳ございませんが、基本的には赤字になりそうな区域というのは指定をいたしますので、支援区域になります。支援区域になるんですけれども、そこで赤字が出て交付金もらってでもサービスを提供しますという事業者がいれば、そこが指定されて、そこでは交付金が補填された形で整備が進むということになります。

仮に、その区域で手を挙げる事業者がいなかった場合、これがまさにラストリゾートとしてNTT東西が最終保障提供責務として整備していくことになります。だから手が挙げれば誰かが必ず提供するというのが、この今回のユニバーサルサービスの仕組みと御理解をいただければいいのかなと。よって、利用者が手を挙げて提供できるはずなのにサービスが届かないという制度にはならないと御理解をいただければいいのかなと考えてございます。

あと、ユニバーサルサービス料金のお話ですけれども大事な御指摘かなと思います。利用者に不便というか、混乱を招かないような制度にしていくのは基本中の基本だと思いますので、そこはしっかり意識していきたいなと思います。

以上です。

【大谷主査】

御説明ありがとうございました。

【春日専門委員】

ありがとうございました。分かりました。2つ目の点についてはよく分かりました。1つ目の点も、要するに事業者が、補填がないところは、でも最終保障電気通信事業者としてNTT東西様がサービスを提供していただくと、要するに提供事業者は変わるんだけど、少なくともサービスは提供されると理解をしました。ありがとうございました。

【大谷主査】

ありがとうございます。恐らく若干のタイムラグというか、時差が発生して支援区域として決まり、そこで手を挙げられる事業者の有無とか、あとは競合の状況とか、そういったことでラストリゾートの適用というか、そこまで制度の発足時点では多少のタイムラグはあるかもしれないんですけども、制度的には必ずカバーできる仕組みというのを整えているという御説明をいただいたと思います。

すみません、長田委員、お待たせいたしました。よろしくお願いします。

【長田専門委員】

長田です。ありがとうございます。

私の持っている町字のイメージのことをお話ししながらお尋ねしたいと思うんですけども、私が子供の頃、住んでいた長崎県の島は西海市の中の一つの町で、でも結構大きい島なんですね。ブロードバンドも引かれていると思いますが、島の中でも非常に人のあまり住んでいない山間、山間というか、非常に不便なところもあるような状態の中で、一つの町の中でも一応サービスは行われていて、それはその範囲では黒字で回っていても、ある一部地域が非常にサービスが提供されていないような、そういう町もあると思います。そういう場合、サービスが提供されていないところに対して現在、黒字でやっている事業者の方が手を挙げたとしても、黒字の中でそれは赤字部分を補填ができるからユニバーサルサービスとしての補填はないということになるのかどうか、よく自分の中で分からなくなってしまったので、もう一度確認をさせていただければと思いました。お願いします。

【大谷主査】

それでは、事務局から御説明いただければと思います。

【事務局】

御質問ありがとうございます。

例えば、ある島でAとBという町字に分かれていたとして、Aではたくさん人が住んで黒字なんだけれども、Bはぼつんぽつんとか世帯がなくて赤字になりそうだから提供していないケースがあったとします。

その時にAで頑張って黒字出している事業者がBでやりますよと、もうBだけだったら赤字だけど、やりますよとなった時に交付金が出るか、こういう御質問だと理解したんですけれども、今の制度だと出ることになります。Bだけで収支を見て、それで赤字だったら、その赤字の一部を補填するのが交付金の仕組みになりますので、Aの黒字を犠牲にしてBでやれということにはならないと、こういうことになります。

【長田専門委員】

分かりました。安心しました。ありがとうございます。

【大谷主査】

皆さんが疑問に思うような重要なポイントについて、御質問いただきましてありがとうございました。ほかの皆様からも御意見等を頂戴したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

藤井委員、よろしくお願いします。

【藤井委員】

藤井でございます。電話のところで、都道府県にするとかという話のところで確認したいところがあるんですが、担当支援区域というのは例えば都道府県で単位にすると、ここはNTT東日本様になって、ここはNTT西日本様になってとか、場合によってはMNO事業者様がもし手を上げる可能性があるのであればMNO事業者様がやるようなことになるのかと思ったんですが、その際の交付金の計算方法をどうするかというのは、この後、決めるとしてよろしいんですよね。その中での収支だけで決まるのか、その中でも何か特定のエリアがものすごい赤字になっていけば、そこを集中的に補填するのか、その辺りの仕組みづくりというのは、どういうふうに考えればいいのかというところを教えていただけると助かります。

【大谷主査】

それでは、事務局からお願いいたします。

【事務局】

御質問ありがとうございます。

電話の適格電気通信事業者の仕組みで今、法律上、決まっている話としては、手を挙げ

て担当しますといった区域の合算というか、赤字と黒字を見ますと。それで赤字が出ていれば補填する仕組みが基本になっています。これと、その事業者の電話のサービス全体の収支を見ます。その全体が黒字だと、それは出ませんと。電話はブロードバンドと違って、そういう法律上の仕組みになっていまして、それ以外の詳細は今後議論していくことになります。

【藤井委員】

ありがとうございました。分かりました。ということは、都道府県単位にすると都道府県での赤字額というのが補填されるようなのが基本だと思ってよろしいですかね。

【事務局】

はい。

【藤井委員】

どのくらいの金額になっているのかというのは試算してみないと分からないかもしれませんが、都道府県単位で黒字になっているところというのは現行、あるのかどうかというところは何か情報というのはお持ちでしょうか。

【大谷主査】

この点について、事務局、いかがでしょうか。

【事務局】

御質問ありがとうございます。

今は支援区域制度がないため、区域別収支というのを我々は把握していないというのが正直なお答えになります。よって、NTT東西の電話サービスの全体の収支ぐらいしか、今、私どもは持っていない状態です。

【藤井委員】

状況、分かりました。この辺りはもう少し詳しく見ていくというところも、もしかしたら必要なかなとも思いましたし、NTT東西様も都道府県単位とか市区町村単位で集計していないとなると、計算が大変になるというところもあるのかもしれないので、これをどう設計するのが非常に難しいなと今、思いました。

現在だとLRICで計算してしまっているのではないかと思うので、あまり実在の赤字、黒字というのは、NTT東西様内で全国全体でしか見れてないのかもしれないですが、その辺りを細かく見ていくのをどういう単位でやればいいのかというのは、コストも含めて見ていくのはどうしても必要かとは思った次第です。

私からは以上です。

【大谷主査】

コストの実情が都道府県単位で見えていない段階でなかなか、これ以上議論しづらいところではありますが、もしN T T東西様で何か御提供いただける情報などありましたら、今後の議論に資するために非常に役に立ってくるかと思いますので、できましたら御相談させていただきたいと私は思っております。

藤井委員からは御指摘いただきましてありがとうございました。

それでは、お待たせいたしました岡田委員、よろしいでしょうか。御発言をお願いします。

【岡田委員】

ありがとうございます。成城大学の岡田です。

全体の方針というのは、私はこれでよいと思います。できるだけ複数の事業者で手が挙げられるように、特にブロードバンドですが、交付金については極力、複数の事業者が適格電気通信事業者として資格を得られるような水準ということでできるだけ広い基準を設ける方針を立てられているのは大変いいのかなと思います。

ただ、具体的な基準をどうするかという話になると結構大変だと思います。ですので、担当支援区域の定義を町字という話にされたわけですが、町字の中で適格電気通信事業者になるための基準をどのぐらいのラインに置くのかということがこれから詰められていくべきだと思いますけれども、その辺りのさじ加減で大分、結果が変わってくる感じもしますので、この辺りは今も御指摘あったように具体的なデータを見ながら、あるいは事業者からの情報を得ながら探っていく必要があるんだろうと感じました。

このような情報が今後どのぐらい出てくるのか、よく分かりませんが、我々、そこがつかめないままだと何か見当がつかないというのが正直なところで、結果的にN T T東西様しか手を挙げないようなことがないようにするためという目的をあまり強く意識しすぎるとまた変な話になっちゃうといけないんですけれども、そこは全体の基本方針に沿った形で許容的な適格電気通信事業者の資格の水準を見ていくということをぜひお進めいただきたい。

基本的にコメントです。方針に異論はないということですが、ぜひ具体的な資格の水準、基準を決める時に、具体的な情報、事業者からの情報とかコストの情報、そういうものを踏まえながら見ていく必要があるということです。すいません、ぐだぐだ言いまして。こ

のようなコメントということで、特にレスは要りません。ありがとうございます。

【大谷主査】

ありがとうございました。すいません、私自身が、今の御発言がちょっと分かりにくいところがあって、基本的にはこれはブロードバンドのユニバーサルサービスの現行制度ではなく、最終保障提供責務に係る交付金についてコメントをいただいたと理解してよろしいのでしょうか。それとも現行制度についても今後の見直しの方向とか、そういうことについての御意見をいただいたと理解すればいいのでしょうか。

【岡田委員】

すいません。ちょっと分かりにくくて。最後の19ページで適格電気通信事業者の指定基準の在り方という検討事項があって、ここでMNO事業者様が、最後の3行ですかね、提供するワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をユニバに位置付けることも想定して担当支援区域の単位ごとに云々という話があるかと思いますが、この水準のことです。この19ページの水準をできるだけ許容的な緩やかな基準にしていくべきだということの確認ということです。

【大谷主査】

かしこまりました。失礼しました。19ページのところについての検討事項の11についてのコメントをいただいたということで、承りました。ありがとうございます。

論点、検討すべき事項が多岐にわたっておりまして、今ちょうど11のところまで御意見を頂戴したところなんですけれども、ほかの点について、まだ言い残されている箇所、あるいは、この機会に疑問点を解消しておきたい項目などございましたら、まだお時間的には大丈夫だと思いますので遠慮なくチャットに御記入いただければと思います。

それでは新たな書き込み等がない状態でございますので、ほかに御意見、御質問などがないようでしたら本日の議論はここまでとさせていただきたいと思います。参画された委員の方には、私の理解が及ばないところがありまして個別に質問させていただいて大変申し訳ございませんでした。

それでは、本日の議論は一旦ここまでとさせていただきまして、次回の会合の日程につきまして事務局からの御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。本日もありがとうございました。

次回会合につきましては、後日事務局から御連絡申し上げます。

よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

以上をもちまして、第45回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会を終了させていただきます。

本日も闊達な議論、御参画いただきまして誠にありがとうございました。閉会とさせていただきます。